

組合員の皆様へ

全国舞台テレビ照明事業協同組合

事業活動に伴うさまざまな賠償リスクを補償する

全照協賠償責任保険加入・更新のご案内

賠償責任保険(企業用)普通保険約款・請負業者特別約款・生産物特別約款+受託者特別約款
漏水補償特約(請負用)、管理財物補償特約(請賠償)、工事場内建設用工作車危険補償特約、管理財物補償修正特約、免責金額修正特約

賠償事故はいつ起こるか分かりません。

万が一お客さまに損害を与えた場合、多額の賠償金が掛かり、会社経営上、大きな負担となります。その損害をカバーし、組合員皆様の信用をお守りします。

一般的にはそれぞれ契約しなければならない「請負業務中の賠償保険」「業務終了後の賠償保険」「レンタル業者から借りた物に対する賠償保険」(オプション)を包括し、1契約でカバーできます。

既にご加入の方は、更新のご案内となりますので内容をご確認ください。

この賠償責任保険は全国舞台テレビ照明事業協同組合のための団体契約ですので、個々の組合員が単独で加入されるよりもお安くなっております。

全照協賠償責任保険のあらまし

この制度で補償される事故

- ① 照明器具の設置業務やホール管理業務等に起因した偶然な事故によって、他人の身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
- ② 照明器具の設置工事完了後、その工事に起因して他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

【オプション】「受託賠償責任保険」にご加入の場合

- ③ レンタル業者などから借り受けた機材等を誤って壊したり、火災・盗難・破損等の事故が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

この制度で補償されない主な事故

- ・加入者または下請負人およびそれらの使用人に生じた身体障害
(組合員の従業員およびアルバイトのケガに対しては、別途 全照協 業務災害安心総合保険 へのご加入をお薦めいたします。)
 - ・加入者の故意によって生じた損害
 - ・加入者が借り入れた(リース・レンタルを含みます。)機械等の損害
- ※オプション「受託者賠償責任保険」にご加入の場合は補償されます。

全照協賠償責任保険の内容

請負業者賠償（工事中）	補償金額（支払限度額）	免責金額（1事故につき）
■ 対人事故	1名につき 5,000万円	5万円 ※注
	1事故につき 2億円	5万円 ※注
■ 対物事故	1事故につき 1,000万円	5万円 ※注
管理財物（直接作業部分含）	1事故/期間中 1,000万円	5万円 ※注

生産物賠償（引渡し後）	補償金額（支払限度額）	免責金額（1事故につき）
■ 対人事故	1名につき 5,000万円	5万円 ※注
	1事故/期間中 2億円	5万円 ※注
■ 対物事故	1事故/期間中 1,000万円	5万円 ※注

※注 200万円以上の損害につきましては、免責金額に代わり、損害額の10%を負担していただきます。



【オプション】

受託者賠償（レンタル機材）	補償金額（支払限度額）	免責金額（1事故につき）
プラン① 対物事故	1事故/期間中 500万円	5万円
プラン② 対物事故	1事故/期間中 1,000万円	5万円
プラン③ 対物事故	1事故/期間中 1,500万円	5万円

※年間のレンタル機材の金額に応じて①～③のプランの中からお選びください。

<保険期間> 2018年9月1日～2019年9月1日

<月額掛金（保険料）>

年間売上高	1,000万円	5,000万円	1億円	2億円
月額掛金	800円	4,000円	8,000円	16,000円

掛金は、年間売上高によって計算され、毎年1回売上高を報告していただきます。年間売上高1,000万円につき、月額掛金800円です。

※ 売上高 = 直近の会計年度の売上高

オプションをご希望の場合は、上記掛け金にオプションプランに応じた下記掛金が加算されます。

オプション	プラン①	プラン②	プラン③
月額掛金	5,800円	9,860円	13,920円

本保険は賠償責任保険ですので、従業員およびアルバイトの事故による死亡・入院・通院または業務災害による使用者責任を補償するものではありません。

従業員・アルバイトの業務中の事故への備えは、別途

全照協 《業務災害安心総合保険のご案内》 をご参照ください。

レンタル業者から借り受けた受託機材の補償もオプションとして追加しております。

是非ご検討ください。

これまでの主な事故例

支払金額	事故内容
¥1,021,200	コンサート会場設営中、シーリングのシュート作業時に転落、天井を破損
¥65,360	機材搬入時に機材が倒れ、エレベーター内壁と床を破損
¥1,520,000	照明器具が落下し、下にあったピアノに当たり全損
¥21,935	ドラマロケ中、照明スタンドが倒れ駐車中の車を破損
¥150,000	ドラマ収録後、撤収作業中舞台幕を破損
¥35,304	個人宅取材の際、照明機材移動時にシャンデリアを破損
¥53,000	照明ボタンを飛ばす際、コードに余裕をもたせなかったため天井を破損
¥32,400	スピーカーをセッティング中に落とし壁を破損
¥158,266	店舗照明器具設置の際、ハンガーを落とし施設の什器・備品を破損
¥166,300	撤収の際、天井裏に敷設のケーブルを落とし天井板を破損
¥609,200	撤収作業中、電動ボタンで舞台上の金屏風を破損
¥940,860	リハーサル中、操作卓の上にクリアカムの子機を落とし、組み込まれていたパルネコンピューターを破損
¥103,985	器材搬入の際、入口自動ドアのガラスを破損
¥80,810	設営ミスにより幕と照明器具が接触し、照明器具転倒により幕の一部を焼失

保険金をお支払いする場合

次のような事故によって他人の身体障害または財物損壊を発生させた結果、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

①【作業中の事故】 請負作業等の仕事に起因する事故

【付帯される特約】

●漏水補償特約

給排水、暖冷房設備、消火栓、スプリンクラーからの漏水事故に対して保険金をお支払いします。

●工事場内建設用工作車危険補償特約

作業場内における建設用工作車に起因する賠償事故について保険金をお支払いします。

●請負業者管理財物補償特約（直接作業部分含）

作業場内において使用もしくは管理する他人の財物を直接作業が加えられた部分である他人の財物を含め損壊したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対し保険金をお支払いします。

②【設営完了後の事故】 仕事の結果に起因して仕事の終了後に生じた事故

③【レンタル機材等の事故】（オプション）レンタル業者等から借り受けた機材に生じた事故

保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
 - ②戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
 - ③地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任
 - ④被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
 - ⑤被保険者の請負作業に使用中の機械、器具または道具、被保険者の請負作業に使用される材料、資材または部品などに対する賠償責任（劇場の鍵、レンタル機材を含みます。）
 - ⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任
 - ⑦被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
 - ⑧排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- 等

ご加入にあたっては、必ず別紙の重要事項説明書をご確認ください。

告知義務、保険契約の解除事由、分割保険料のお支払いに関するご注意、重複契約に関するご注意、個人情報の取扱い方針、保険会社破綻時の取扱い、苦情のご連絡先窓口などが記載されています。

万一事故にあわれた場合は、直ちに下記までご連絡ください。ご連絡が30日以上遅れますと保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。また、賠償額や示談額については、事前に弊社とご相談の後、被害者とお話するようにしてください。

チャプ保険 保険金カスタマーセンター

0120-011-313（受付時間：年中無休24時間）

このご案内は請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

取扱代理店

ムラヤマ恒産株式会社

〒112-0003

東京都文京区春日1-6-1-407

TEL 03-3812-1809 FAX 03-3812

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 中央統括支店

2016年10月1日「エース損害保険株式会社」から社名変更

〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号

ガーデンシティ品川御殿山

Tel 03-6364-7080（代） www.chubb.com/jp